

# 「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」(素案) に対する意見の募集について

北九州市では、これまで「元気発進！子どもプラン(第2次計画)(計画期間：平成 27～令和元年度)」等に基づき、保健、医療、福祉、教育など幅広い分野にわたり、総合的に子どもの健全育成や子育て支援に取り組んできました。同計画の最終年度を迎えるにあたり、国の動向や計画の成果、課題、子どもや家庭の状況、市民の意見を踏まえ、今後5年間(令和 2～6 年度)の本市の子育て施策の基本的方向や具体的な取り組みを示す次期計画「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」(素案)を作成しました。

この計画をより良いものとするため、市民の皆様のご意見を募集します。

※ いただいたご意見に対して、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

## 意見募集要領

### 1 意見募集期間

令和元年9月9日(月)から令和元年10月8日(火)まで

### 2 「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」(素案)の閲覧・配布場所

- ① 子ども家庭局総務企画課(市役所本庁舎11階)
- ② 広報室広聴課(市役所本庁舎1階) ③ 各区役所総務企画課
- ④ 各出張所 ⑤ 各市民センター ⑥ 市ホームページ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

### 3 意見の提出方法

住所・氏名・年齢・意見をご記入の上、次のいずれかの方法で提出して下さい。

- ① 電子メール  
電子メールアドレス：kod-soumu@city.kitakyushu.lg.jp
- ② 郵送  
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市子ども家庭局総務企画課 子どもプラン担当まで
- ③ ファクシミリ  
FAX番号：093-582-0070  
北九州市子ども家庭局総務企画課 子どもプラン担当宛て
- ④ 指定場所への持参  
子ども家庭局総務企画課(市役所本庁舎11階)・広報室広聴課(市役所本庁舎1階)・  
各区役所総務企画課

### 4 意見様式

様式は自由です。 ※ 裏面の様式を参考にしてください。

### 5 問い合わせ先

北九州市子ども家庭局総務企画課(子どもプラン担当)  
TEL：093-582-2280 FAX：093-582-0070  
電子メールアドレス：kod-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

# 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」（素案） に対する意見提出用紙

- この様式は「参考」ですが、このまま使っていただいても構いません。  
（用紙が不足する場合、様式は問いませんので、ご自分でご用意ください。）
- いただいたご意見は、住所、氏名を除き公表することがあります。
- いただいたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

## ■ ご意見

## ■ 住所（所在地）

## ■ 氏名（団体、法人名）

## ■ 年齢（どれかひとつに○）

10代未満・10代・20代・30代・40代・  
50代・60代・70代・80代以上

## ■ 性別（男性・女性）

男 ・ 女

# 「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」(素案)の概要

## 1 計画策定の趣旨

少子化が進む中、孤立する保護者、児童虐待の問題、子どもの安全対策など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、様々な課題を抱えています。これらに対応していくためには、国や自治体、地域を挙げて、すべての子どもと家庭を切れ目なく支援する仕組みづくりを進める必要があります。

このような中、「子ども・子育て支援法」や、「次世代育成支援対策推進法」が制定、または改正され、市町村は、子どもや子育てに関わる支援を総合的に提供するための計画を策定することが定められました。

本市は、これらの法律に基づき、これまでも、「元気発進！子どもプラン(第2次計画)(平成 27～令和元年度)」(北九州市次世代育成行動計画及び北九州市子ども・子育て支援事業計画)を策定し、保健・医療・福祉・教育をはじめ、雇用・住宅・生活環境等の幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきたところです。

しかしながら、時代の変化の中で新たに発生する様々な課題に対応していくためには、これまでの取り組みをさらに充実・強化していく必要があります。

これに加え、日本を含むすべての加盟国が合意した、2030年の国際目標「SDGs(持続可能な開発目標)<sup>エスディジーズ</sup>」には、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」などに関する17のゴールが定められており、その達成のために、本市の取り組みを一層強化していく必要があります。

そこで、こうした国や世界の動向、既存計画の成果及び課題、有識者等で構成する「北九州市子ども・子育て会議」での議論、市民や市議会からいただいた御意見等を踏まえ、今後5年間(令和 2～6 年度)の本市の子育て施策の基本的方向や具体的な取り組みを示す次期計画(素案)を策定しました。

## 2 計画の位置付け

- 北九州市の子どもの健全育成や、子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示す計画(※次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画)
- 北九州市基本構想・基本計画のまちづくりの基本方針の一つである「人づくり」を、具体化するための分野別計画

## 3 計画の対象

- 子どもを中心とした、すべての市民が対象

※なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満の全ての子どもを基本とする。「若者」とは、思春期、青年期の者に加え、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている40歳未満までの者も含む。

## 4 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間

## 5 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

### (1) 本市の現状

- 本市の人口は、昭和54年をピークに減少傾向にあり、平成30年には945,595人となりました。年齢区分別割合を見ると、昭和55年から平成27年までの35年間に、14歳以下は10.5ポイント減少し平成27年には12.6%に、15歳～64歳は10.0ポイント減少し58.1%に、その一方で、65歳以上は20.6ポイント増加し29.3%になるなど、少子高齢化が進んでいます。
- 本市の平成29年の出生数は、過去最も少ない7,349人となりました。合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと推定される子どもの数)については、平成17年に過去最低の1.30となり、その後は増加傾向に転じ、平成29年は1.60となりました。
- また、初婚年齢が上昇する晩婚化や、第1子出生時の母親の平均年齢が上昇する晩産化の傾向が見られます。

### (2) 元気発進！子どもプラン（第2次計画）の取り組みと課題

#### ① 取り組み内容

「元気発進！子どもプラン(第2次計画)(平成27～令和元年度)」に基づき、保健・医療・福祉・教育をはじめ生活環境等の幅広い分野で、総合的に子育て支援に取り組む、

- ・妊娠・出産・育児期における指導・相談体制の充実
- ・24時間対応の小児救急医療の提供
- ・待機児童の解消や多様な保育サービスの実施
- ・青少年の健全育成や子ども・若者の自立や立ち直り支援
- ・ひとり親家庭等に対する支援の強化
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

などの施策を実施しました。

#### ② 課題

これまでの取り組みの成果や課題、子どもや家庭の状況、市民ニーズを踏まえ、

- ・切れ目のない子育て支援(妊娠・出産・産後・育児期)
- ・乳児・幼児期の教育・保育の「質の向上」
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・児童文化科学館の移転新設(新科学館の整備)
- ・児童虐待防止の強化
- ・子育てを支える人材の活用・育成

などの課題に対応する必要があります。

## 6 基本理念と計画の視点

### (1) 基本理念

子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州  
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

### (2) 4つの視点

- 子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする視点
- すべての子どもと家庭を支える視点
- 子どもの成長と子育てを切れ目なく支える視点
- 地域社会全体で見守り支える視点

## 7 計画の構成

- 5つの目標と15の施策(次世代育成行動計画部分) ※別表のとおり
- 北九州市子ども・子育て支援事業計画

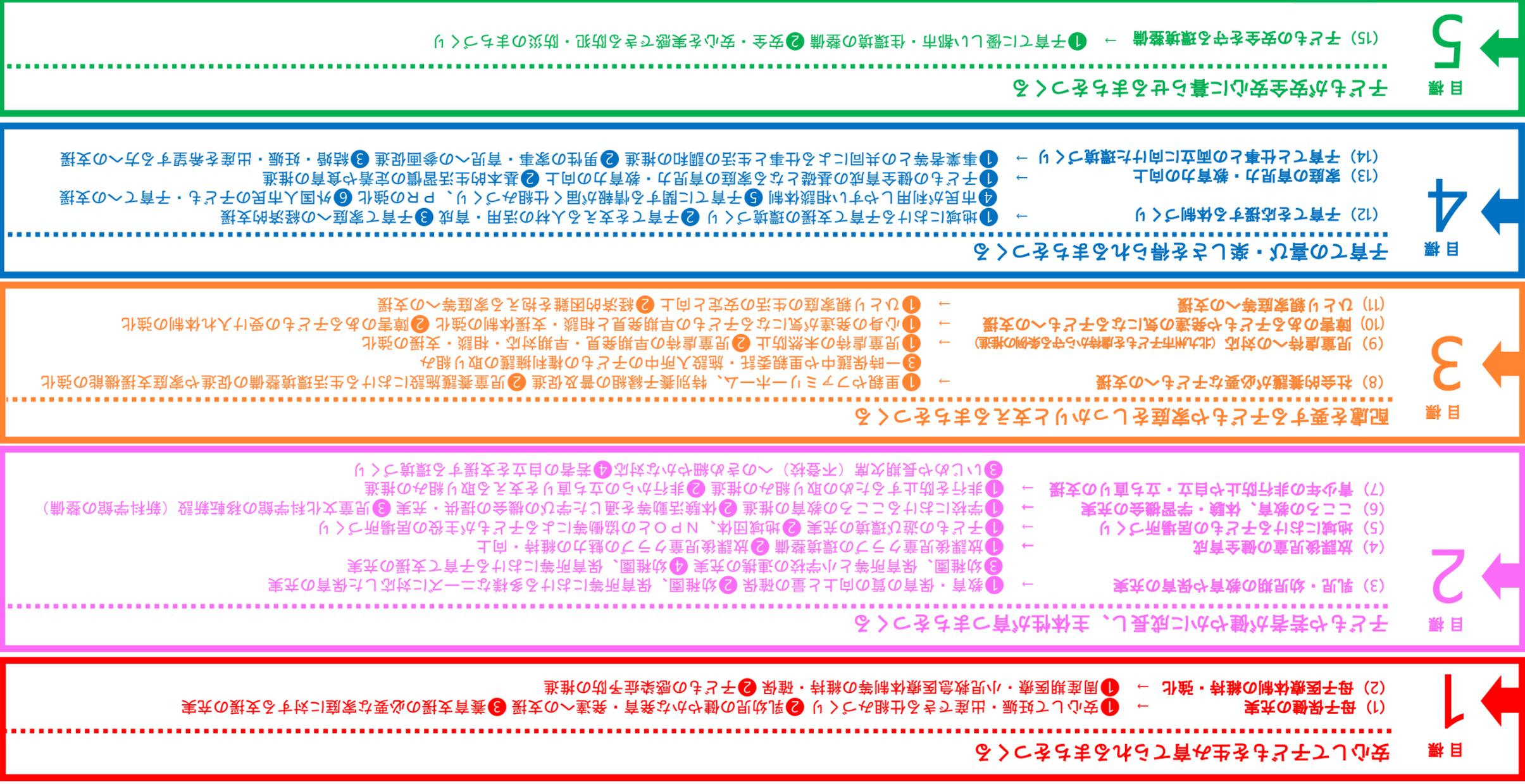
基本  
理念

# 子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州

「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して

視点

- ① 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる
- ② 子育てを応援する体制づくり
- ③ 子育てを支える人材の活用・育成
- ④ 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり



## 8 目標ごとの主な取り組み

### 目標 1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

#### ■施策（1）母子保健の充実

～安心して産み育てる～

##### ① 安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

- ・妊娠・出産・産後の時期を健やかに過ごし、母子の健康が確保されるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、ペリネイタルビジット等、子育て世代包括支援センターでの妊娠期、出産期、産後期の切れ目ない相談・支援体制の構築を、関係機関と連携して図ります。

【主な取り組み】 母親学級等の実施、母子健康診査、  
拡充妊娠・出産等に関する相談支援事業、  
ペリネイタルビジット事業、  
不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談 など

##### ② 乳幼児の健やかな発育・発達への支援

- ・家庭訪問や乳幼児健康診査などで、子どもの成長発達を確認し、必要に応じて適切な医療や保健指導等につなげます。
- ・また、子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、親の育児経験不足から、育児不安や子どもの育てにくさを感じる等、支援の必要な家族に対しては、関係機関と連携して継続支援するなど、子どもの健やかな成長等を支える支援体制づくりに努めます。

【主な取り組み】 生後 4 か月までの乳児家庭全戸訪問事業、  
わいわい子育て相談、育児教室等の実施 など

##### ③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

- ・若年や多胎、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、養育支援の必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、専門職の訪問指導や訪問指導員の派遣等により継続的支援を行う体制を充実します。

【主な取り組み】 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業、  
育児支援家庭訪問事業、養育支援訪問事業 など

## ■施策（２）母子医療体制の維持・強化

### ～しっかり見守る親子の健康～

#### ① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保

- ・安心して子どもを産み育てることができるよう、産科医や小児科医の確保に努めるとともに、優れた周産期医療や小児救急医療などの体制を維持します。

【主な取り組み】 周産期医療体制の維持・確保、  
小児救急医療体制の維持・確保

#### ② 子どもの感染症予防の推進

- ・感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深め、接種率を向上させるなど、適切な実施に取り組みます。

【主な取り組み】 予防接種事業

## 目標２ 子どもや若者が健やかに成長し、主体性が育つまちをつくる

## ■施策（３）乳児・幼児期の教育や保育の充実

### ～生きる力で育つ、育てる、育ちあう～

#### ① 教育・保育の質の向上と量の確保

- ・幼稚園や保育所などの運営については、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」などを踏まえて実施し、質を確保するとともに、乳児・幼児の育ちを確実に支えていきます。また、さらなる教育・保育の質の向上を図るため、体系的な研修等を通じて、幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に取り組みます。このほか、各園において、より特色のある運営ができるような環境整備についても検討を行います。
- ・「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を着実に進めるとともに、保育士が働きやすい環境を整備することによって保育士確保に取り組み、待機児童の継続的な解消を図ります。また、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図りながら、引き続き民営化を進め、必要な施設数で運営します。

【主な取り組み】 保育所における研修内容の充実、幼児教育の振興、  
幼稚園・認定こども園における研修内容の充実、  
保育士・保育所支援センターの運営、  
予備保育士雇用費補助事業、  
**新規**保育士宿舎借り上げ支援事業 など

## ② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実

- ・子どもの生活リズムに十分配慮しながら、幼稚園における預かり保育や保育所における延長保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育の充実を図ります。

【主な取り組み】 延長保育事業、一時保育事業、病児保育の充実  
幼稚園における一時預かり事業、  
ショートステイ・ワイライトステイ事業(親子短期支援事業) など

## ③ 幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実

- ・幼稚園、保育所等と小学校が連携し、幼稚園、保育所等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録等を作成・活用します。

【主な取り組み】 幼稚園、保育所等と小学校の連携 など

## ④ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

- ・家庭における子育てを支援するため、専門性を生かした育児に関するノウハウの伝達や情報提供、育児相談や親子遊び、地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした取り組みを充実させます。

【主な取り組み】 保育カウンセラー事業、親子通園事業 など

## ■施策(4) 放課後児童の健全育成

～みんなで「ただいま！」元気いっぱい、放課後児童クラブ～

### ① 放課後児童クラブの環境整備

- ・放課後児童クラブを設置する全ての小学校区で利用を希望する児童を受け入れる「全児童化」を引き続き実施するため、放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実などの環境整備を行います。

【主な取り組み】 拡充放課後児童クラブにおける児童受入のための環境整備、  
放課後児童クラブの利用内容の充実 など

## ② 放課後児童クラブの魅力の維持・向上

- ・体系的な研修の充実や巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じ、児童への対応等について、クラブと学校等との連携を促進し、クラブの魅力向上を図ります。

【主な取り組み】 放課後児童クラブの質の向上、  
放課後児童クラブ利用者支援事業

## ■施策（５）地域における子どもの居場所づくり ～笑顔になれる、ぼくとわたしの快適空間～

### ① 子どもの遊び環境の充実

- ・公園や屋内施設など、これまで整備してきた様々な遊びの環境の充実に取り組みます。

【主な取り組み】 子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営、  
地域に役立つ公園づくり事業 など

### ② 地域団体、NPO との協働等による子どもが主役の居場所づくり

- ・地域の力を得ながら、子どもが主体性をもって遊びを含む様々な活動を行うことができる、子どもが主役の「居場所づくり」に取り組みます。代表的な取り組みとして「子ども食堂」の拡大に取り組みます。

【主な取り組み】 子ども食堂開設支援事業、  
外遊び環境の充実(プレイパークの開催支援など)  
新規子どもが主体的に遊べる環境づくりの検討 など

## ■施策（6）こころの教育、体験・学習機会の充実 ～ハートが育ついろんな学び～

### ① 学校におけるこころの教育の推進

- ・教育活動全体を通じて、道徳教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や規範意識を向上させるとともに、豊かな体験活動を通じて、郷土への愛着を深め豊かな情操を養います。また、児童生徒が自他の心と体を大切にし、互いのよさを認め合える人権尊重の意識と実践力を養います。

【主な取り組み】心の教育推進事業、人権教育推進事業 など

### ② 体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実

- ・次代を担う青少年が社会との関わりを自覚しながら、自己を確立・向上していけるよう、自然体験や社会体験などの体験活動の機会や場を提供します。

【主な取り組み】青少年体験活動等活性化事業、青少年の家の運営、  
ユースステーションの運営、  
青少年ボランティアステーション推進事業 など

### ③ 児童文化科学館の移転新設(新科学館の整備)

- ・「誰もが科学に興味を持つきっかけづくり」「技術系人材の育成」などのコンセプトのもと、子どもを中心とする全世代をターゲットに整備を進め、「科学や技術の興味・関心を高め、北九州市の未来を担う人材を育む、賑わいを創出する科学館」を目指します。

【主な取り組み】**新規**新科学館整備事業

## ■施策（7）青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援 ～これからの自分を見据えた次への一歩～

### ① 非行を防止するための取り組みの推進

- ・警察をはじめとした関係機関や各青少年関係団体、そして地域との多機関連携の推進を図り、各種啓発や取り組みをより一層強化していくことで、青少年の非行や違法薬物の乱用を防止します。

【主な取り組み】「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」の運営、  
薬物の乱用防止に向けた広報・啓発、  
ネットトラブル等防止及びスマートフォンの適正利用の推進 など

### ② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

- ・警察や保護司会、協力雇用主会をはじめとした関係機関・関係団体との連携を図り、非行相談や、家庭環境等に問題を抱える青少年の居場所づくり、非行歴のある青少年の就学支援や就労支援等について市民の理解を深め、非行からの立ち直りを支えるための取り組みを推進します。

【主な取り組み】北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営、  
[拡充]協力雇用主と連携した就労支援 など

### ③ いじめや長期欠席(不登校)へのきめ細やかな対応

- ・いじめや長期欠席(不登校)等に関して、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えます。また、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、関係機関が連携し、組織的な対応を図るとともに、個別事案ごとに的確に実態を把握し、きめ細やかな対応を行います。

【主な取り組み】いじめ対策の充実、長期欠席(不登校)対策の充実、  
[拡充]スクールソーシャルワーカー活用事業、少年支援室の運営、  
不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業 など

#### ④ 若者の自立を支援する環境づくり

- ・現代の若者の悩みやトラブルは複雑になってきており、不安定な雇用やニート(若年無業者)、ひきこもりなどに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界があります。
- ・若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行います。

【主な取り組み】 子ども・若者応援センター「YELL」の運営、  
ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営、  
「若者ワークプラザ北九州」の運営 など

### 目標3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

#### ■施策(8) 社会的養護の必要な子どもへの支援

##### ～温かく子どもを包む生活の場～

#### ① 里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進

- ・家庭と同様な養育環境としての里親、ファミリーホームの普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供します。加えて、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供できる特別養子縁組についても普及啓発を行い、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。

【主な取り組み】 ファミリーホームの運営、  
[拡充]里親制度・特別養子縁組の推進 など

#### ② 児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

- ・児童養護施設において、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育を推進するための地域小規模児童養護施設等の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等や家庭支援・里親支援機能の強化等を図ります。
- ・施設等を退所する児童が希望する進路を選択できるように支援するとともに、生活や就業上の問題を抱える退所者への生活相談事業の実施や、引き続き支援が必要な児童が施設での生活を継続できるように、生活面・就労面の支援を実施します。

【主な取り組み】 地域小規模児童養護施設の設置  
社会的養護自立支援事業(生活相談の実施等) など

### ③ 一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

- ・一時保護中の子どもや里親委託・児童養護施設入所中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利や、その権利が侵害された時の解決方法等について丁寧な説明を行うとともに、子どもの意見が適切に表明される仕組みを整備します。
- ・一時保護所においては、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を実施します。

【主な取り組み】 **拡充** 子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施、  
**新規** 一時保護所第三者評価の実施 など

## ■施策（９）児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進） ～子どもの命と育ちを守る～

### ① 児童虐待の未然防止

- ・家庭訪問や相談窓口等で保護者の悩みを聞き、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行うことで、育児不安を軽減し孤立化を防ぐなど、虐待に至る前の気になるレベルで適切な支援を行い、児童虐待の未然防止に取り組みます。

【主な取り組み】 子ども・家庭相談コーナー運営事業、  
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業、養育支援訪問事業  
**新規** 「北九州市子どもを虐待から守る条例」の市民への周知 など

### ② 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

- ・児童虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に取り組み、子どもの安全を守るための一時保護や被虐待児のケア、家族再統合に向けた保護者への支援等を行うことで児童虐待の防止に努めます。

【主な取り組み】 子ども総合センターの運営、  
**拡充** 児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化、  
児童虐待防止医療ネットワーク事業、  
「24時間子ども相談ホットライン」事業、  
家族のためのペアレントトレーニング事業、  
**新規** 子ども・家庭相談コーナーにおける児童虐待通告対応強化事業 など

## ■施策（10）障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援 ～特性を理解し寄り添う～

### ① 心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

- ・障害のある子どもに早い時期から適切に関わるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進します。また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

【主な取り組み】 総合療育センターの機能を生かした支援  
在宅障害児支援の充実、  
新規発達障害児早期支援システム研究事業 など

### ② 障害のある子どもの受け入れ体制の強化

- ・障害のある子どもへの支援は、通所施設での専門的療育訓練や医療機関での治療だけでなく、さまざまな集団生活の場における療育支援も必要です。このため、幼稚園、保育所等においても関係機関との連携により、障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実を図ります。
- ・小学校等入学時に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図ります。
- ・障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進します。

【主な取り組み】 幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・  
情報共有機能の強化、放課後等デイサービスの充実 など

## ■施策（11）ひとり親家庭等への支援 ～ひとり親家庭等をしっかりサポート～

### ① ひとり親家庭の生活の安定と向上

- ・就業により収入を安定的に確保するため、就業支援のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実するなど、総合的な自立支援を行います。

【主な取り組み】 母子・父子福祉センター事業、ひとり親家庭の自立応援事業  
ひとり親家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭面会交流支援事業、  
子ども・家庭相談コーナー運営事業 など

## ② 経済的困難を抱える家庭等への支援〔子どもの貧困対策〕

- ・子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困(相対的貧困)が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活、就労の支援、経済的支援など必要な環境整備を総合的に進めていきます。

【主な取り組み】 生活困窮者自立支援事業、子どもの学習支援 など

## 目標4 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

### ■施策(12) 子育てを応援する体制づくり

#### ～笑顔あふれる子育て環境～

#### ① 地域における子育て支援の環境づくり

- ・身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。

【主な取り組み】 親子ふれあいルームの充実、赤ちゃんの駅登録事業、  
育児サークル・フリースペース活動への支援 など

#### ② 子育てを支える人材の活用・育成

- ・子育てサポーターやシニア世代の参画を活性化させるなど、子育てを支える地域の人材の確保に努めます。

【主な取り組み】 子育てネットワークの充実、ほっと子育てふれあい事業  
新規シニア世代による子ども・子育て支援活動の促進 など

#### ③ 子育て家庭への経済的支援

- ・子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行います。

【主な取り組み】 新規幼児教育の無償化、子ども医療費支給事業、  
児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援  
など

#### ④ 市民が利用しやすい相談体制

- ・子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備します。

【主な取り組み】 子ども・家庭相談コーナー運営事業  
子育て支援総合コーディネーター事業 など

### ⑤ 子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化

- ・子育て中の人を知りたい情報をタイムリーに手軽に入手できるよう、情報誌やホームページなどを活用した情報提供を行います。

【主な取り組み】 子育て支援に関する情報発信の充実・強化、  
市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等による子育てに  
関する情報提供、保育サービスコンシェルジュ事業 など

### ⑥ 外国人市民の子ども・子育てへの支援

- ・外国人市民の子どもやその家庭が安心して暮らしていけるよう、子育てに関する知識や情報の正しい理解を促進するための支援等を行います。

【主な取り組み】 日本語と子育て教室、  
外国人児童生徒の受入体制の整備 など

## ■ 施策（13）家庭の育児力・教育力の向上

### ～親としての成長をバックアップ～

#### ① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上

- ・家庭において規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の育児力・教育力の向上に取り組めます。

【主な取り組み】 家庭・地域への啓発事業、  
子どもの読書活動の推進、はじめての絵本事業 など

#### ② 基本的な生活習慣の定着や食育の推進

- ・育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的な生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、発達段階に応じた食育を推進します。

【主な取り組み】 育児教室等の実施、食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 など

**■施策（14）子育てと仕事との両立に向けた環境づくり  
～子どもも仕事も大事に生活～**

**① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進**

- ・保護者が男女問わず子育てに向き合い、親子で充実した時間を持てるよう、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制や年休の取得推進など、健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しを働きかけていきます。

【主な取り組み】 北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会の運営、  
企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 など

**② 男性の家事・育児への参画促進**

- ・男性の家事や子育てへの参画を進めるとともに、男女で協力しながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

【主な取り組み】 男性の家事・育児参画促進、男2代の子育て講座 など

**③ 結婚・妊娠・出産を希望する方への支援**

- ・結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取り組みを進めます。

【主な取り組み】 結婚を希望する若者への支援、  
不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談

## 目標5 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

### ■施策(15) 子どもの安全を守る環境整備

～子どもに優しいまちづくり～

#### ① 子育てに優しい都市・住環境の整備

・子育て家庭が安全に安心して利用できる道路や施設などの都市環境整備を進めます。また、子育て家庭向けの良質な賃貸住宅の提供や、市営住宅における多子世帯や母子・父子世帯への優先入居など、安全で快適な住宅を確保するとともに、家庭内事故防止のための啓発など、子どもが生き育てやすい住環境づくりを進めます。

【主な取り組み】 安全で歩行者等にも優しい道路整備、  
多子世帯向け市営住宅への優先入居、  
母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居、  
住むなら北九州 定住・移住推進の取り組み(転入者に対する  
住宅取得・賃借費用の補助) など

#### ③ 安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり

・北九州市安全・安心条例等に基づき、市民等の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯・防災活動への参加を促進します。「地域安全マップづくり」や「子ども防犯セミナー」等を開催し、子どもの防犯意識や知識の向上を図るなど、子どもに配慮した安全・安心の取り組みを推進します。  
・交通事故防止のための運動や啓発などを行い、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。

【主な取り組み】 交通安全の推進、未就学児の安全・安心対策、  
子ども防犯セミナーの開催、  
新規大規模災害に備えた備蓄整備、  
新規妊産婦・乳児避難所の設置 など

## 9 北九州市子ども・子育て支援事業計画

- \* 量の見込みは、過去の実績をもとに市民のニーズ量(人数、回数等)を示しています。  
 \* 確保の方策とは、その市民ニーズに対する子ども・子育て支援の提供内容を示しています。

### (1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策(市全域)

#### ○ 教育・保育提供区域の設定

- ・教育・保育提供区域は、基礎的な行政単位である行政区(門司区、小倉北区、小倉南区、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区)を単位として設定します。

#### ○ 教育・保育の量の見込みと確保の方策

- ・4月の待機児童数は、平成23～31年度まで9年連続ゼロを維持していますが、平成30年度10月においても、統計を取り始めた平成11年度以降初めて待機児童ゼロを達成しました。  
 このため、3次プランでは、引き続き4月及び10月の待機児童数ゼロを維持することを目標とし、必要な施設整備を行うとともに、保育士確保等を進めることにより提供体制を確保します。
- ・量の見込みは「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」の、認定区分ごとの利用率の実績を平均して算定した利用意向率に、国の手引きに基づき算出した、令和2～6年までの推計児童数を乗じて算定しました。

【市全域】

(単位:人)

年度	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
区分	3～5歳児		1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
量の見込み(a)	12,125 (6,319)	9,505	6,946	3,156	11,675 (6,082)	9,438	7,013	3,212
確保の方策(b)	13,455	10,175	7,227	3,174	13,415	10,259	7,248	3,238
教育・保育施設	13,455	10,175	6,536	2,865	13,415	10,259	6,557	2,929
地域型保育			691	309			691	309
(b)－(a)	1,330	670	281	18	1,740	821	235	26

年度	令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳児		1・2歳児	0歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
量の見込み(a)	11,135 (5,790)	9,297	7,086	3,278	10,693 (5,548)	9,205	7,173	3,338
確保の方策(b)	13,375	10,321	7,315	3,307	13,335	10,375	7,387	3,372
教育・保育施設	13,375	10,321	6,624	2,998	13,335	10,375	6,696	3,063
地域型保育			691	309			691	309
(b)－(a)	2,240	1,024	229	29	2,642	1,170	214	34

年度	令和6年度			
	1号	2号	3号	
	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
量の見込み(a)	10,292 (5,334)	9,146	7,266	3,394
確保の方策(b)	13,295	10,429	7,484	3,433
教育・保育施設	13,295	10,429	6,793	3,124
地域型保育			691	309
(b)－(a)	3,003	1,283	218	39

※1号とは、子どもが満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する場合。なお、この値は、教育を希望する2号( )の値を含む。

※2号とは、子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合。教育を希望する者を除く。

※3号とは、子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合。

※教育・保育とは、子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所。

※地域型保育とは、子ども・子育て支援新制度の地域型保育給付の対象となる小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策（市全域）

地域子ども・子育て支援事業における各事業の量の見込みは、各事業の過去の実績、推計児童数等を勘案し算定しました。

各事業は計画期間中(令和2年～6年度)に、量の見込みに対応した子ども・子育て支援を提供する計画を策定しています。

### ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業(市事業名:妊婦健康診査)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,767人 82,557回	6,610人 80,642回	6,477人 79,019回	6,350人 77,470回	6,223人 75,921回
確保の方策	[実施場所・実施体制]産科、助産所(市外含む) [実施時期]通年				

**イ 乳児家庭全戸訪問事業(市事業名:生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業)**

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,747人	6,591人	6,458人	6,331人	6,205人
確保の方策	[実施体制] 373人体制 [実施機関] 北九州市				

**ウ 養育支援訪問事業(市事業名:育児支援家庭訪問事業)**

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,395人	2,328人	2,271人	2,221人	2,175人
確保の方策	[実施体制] 114人 [実施機関] 北九州市				

**エ 利用者支援に関する事業(市事業名:保育サービスコンシェルジュ等)**

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	母子保健型	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
確保の方策	基本型・特定型	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	母子保健型	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

**オ 地域子育て支援拠点事業**

**(市事業名:親子ふれあいルーム、地域子育て支援センター等)**

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		55,884人回	54,788人回	53,873人回	53,084人回	52,366人回
確保の方策	地域子育て支援拠点事業および類似の施設・事業	18か所				
	その他の施設・事業	129か所				

※地域子育て支援拠点事業および類似の施設・事業とは、親子ふれあいルーム(一部の児童館内にある親子ふれあいルームを含む)や地域子育て支援センターを指します。

※その他の施設・事業とは、フリースペースがある市民センター、子どもの館、子育てふれあい交流プラザを指します。

カ 子育て短期支援事業(市事業名:ショートステイ事業)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	800 人日				
確保の方策	800 人日 (8 か所)				

キ 一時預かり事業

(ア)幼稚園型

(単位:人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	485,000	467,000	445,400	427,720	411,680
確保の方策(b)	956,000	963,800	971,600	979,400	987,200
(b)-(a)	471,000	496,800	526,200	551,680	575,520

(イ)その他

(一時保育事業、子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】(市事業名:ほっと子育てふれあい事業)【就学前児童分】、トワイライトステイ事業)

(単位:人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(a)	一時保育	18,863	18,360	17,818	17,363	16,966
	ほっと子育て	7,197	7,215	7,213	7,239	7,286
	トワイライト	250	250	250	250	250
	計	26,310	25,825	25,281	24,852	24,502
確保の方策(b)	一時保育	239,440	239,440	239,440	239,440	239,440
	ほっと子育て	7,197	7,215	7,213	7,239	7,286
	トワイライト	250	250	250	250	250
	計	246,887	246,905	246,903	246,929	246,976
(b)-(a)	220,577	221,080	221,622	222,077	222,474	

(ク)時間外保育事業(市事業名:延長保育事業)

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	1,502	1,464	1,422	1,375	1,324
確保の方策(b)	2,754	2,754	2,754	2,754	2,754
(b)-(a)	1,252	1,290	1,332	1,379	1,430

(ケ)病児保育事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	9,400 人日	9,603 人日	9,799 人日	9,971 人日	10,104 人日
確保の方策(b)	22,776 人日 (13 か所)	22,776 人日 (13 か所)	24,528 人日 (14 か所)	24,528 人日 (14 か所)	24,528 人日 (14 か所)
(b)-(a)	13,376 人日	13,173 人日	14,729 人日	14,557 人日	14,424 人日

(コ)子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕

(市事業名:ほっと子育てふれあい事業)【就学後児童分】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,369 人日	4,426 人日	4,499 人日	4,548 人日	4,563 人日
確保の方策	4,369 人日	4,426 人日	4,499 人日	4,548 人日	4,563 人日

(サ)放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	3,605 人	3,720 人	3,848 人	3,829 人	3,833 人
	2年生	3,335 人	3,389 人	3,497 人	3,617 人	3,599 人
	3年生	2,728 人	2,735 人	2,779 人	2,868 人	2,966 人
	4年生	1,762 人	1,882 人	1,887 人	1,918 人	1,979 人
	5年生	1,018 人	1,022 人	1,092 人	1,094 人	1,112 人
	6年生	536 人	590 人	593 人	633 人	635 人
	計	12,984 人	13,338 人	13,696 人	13,959 人	14,124 人
確保の方策		12,984 人	13,338 人	13,696 人	13,959 人	14,124 人
		(133 か所)				

(シ)要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業など

子どもの人権を侵害し、心身の発達に影響を及ぼす虐待などから子どもを守るために、要保護児童対策地域協議会をはじめとし、警察や医療、行政など関係機関との連携強化を図ります。また、関係職員を対象とした研修にも取り組み、専門性の向上に努めます。

実費徴収に係る補足的給付を行う事業については、今後も必要分を見込実施していきます。

(3) 乳児・幼児期の教育や保育の一体的提供及び推進体制の確保

ア 認定こども園の普及

幼稚園及び保育所等が認定こども園への移行を希望する場合に、引き続き情報提供や相談対応等の移行支援をきめ細かく行うことにより、認定こども園の普及に努めます。

また、現在設置されている認定こども園に、幼稚園及び保育所等からの移行を希望している、または、検討している園数を加えた40園程度を本計画で定める数とします。

イ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進

すべての子どもや家庭を対象に、妊娠・出産期から切れ目のない支援や子育て

に関する相談、情報提供、保護者の学びなど多様で総合的な子育て支援に取り組みます。

#### **ウ 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携**

地域型保育事業と保育所等との連携については、小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を設定することや各区役所及び小倉北区 AIM ビル内に保育サービスコンシェルジュを配置することで、保育所等への円滑な接続を確保していきます。

また、幼稚園・保育所等から小学校への接続については、引き続き、関係機関が保幼小連携推進連絡協議会を設置し連絡・連携体制づくりを進めるとともに、合同研修会の開催や啓発パンフレットの活用など、さらなる連携の質の向上にも努めていきます。

#### **(4) 乳児・幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み**

教育・保育等に従事する者の確保については、保育士資格取得見込みの学生等を対象にした就職説明会や保育士資格を再活用するための研修を実施するとともに、保育士の処遇改善に取り組む施設への支援を行います。また、福岡県が都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める、保育士等教育・保育に従事する者の確保に係る取り組みと連動しながら、人材の確保に努めます。

教育・保育の質の向上については、幼稚園教諭や保育士等を対象に実施する研修内容を充実し、専門性の向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業についても、関係職員を対象とする研修の実施はもとより、さまざまな専門機関との連携などにより子どもの処遇や支援内容のより一層の充実に努めます。

#### **(5) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施と連携**

社会的養護が必要な子どもや児童虐待への対応、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など配慮を要する子どもへの支援を促進するため、専門機関や関係部署が相互に連携し、配慮を要する子どもや家庭への支援を充実していきます。